

# 島尻地区ミニバスケットボール連盟規約

- 【趣旨】 私たちは、ミニバスケットボールを通して、子ども達に健全育成を図ると共に、指導者間の親睦を深め、連盟活動を創意工夫し、夢や目標実現のために努力する。この規約は、連盟の運営が円滑に実施され、子ども達のミニバスケットボールの技術の向上や、基本的な生活習慣等の向上を目指すものである。
- 【第1条】 本連盟は、島尻地区ミニバスケットボール連盟（以下島尻ミニ連）と称し、事務局を理事長の自宅に置く。
- 【第2条】 島尻ミニ連は、前条の目的を達成するために次に事業を行う。  
(1) 各種大会の開催  
(2) 指導技術（DC・コミッショナー）の向上を目指した研修会の開催  
(3) 審判技術の向上を目指した研修会の開催  
(4) 技術力向上（を目指したリーグ戦の開催  
(5) 総会・理事会の開催  
(6) その他、必要と認めた事業
- 【第3条】 島尻ミニ連は、沖縄県バスケットボール協会（U12 部会）と信頼関係を築く。
- 【第4条】 年度はじめに島尻ミニ連主催の総会を開催する。総会に参加するチームを島尻ミニ連への登録チームとする。（登録料なし） 但し、沖縄県バスケットボール協会（U12 部会）への登録は、各チームで行う。  
各チームは、大会ごとに参加費を納める。  
※ 大会参加費は、連盟を運営するための経費として使用される。  
※ 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 【第5条】 島尻ミニ連には、以下の役員、理事、監査、名誉顧問、顧問、相談役を置く。
- 【役員】 会長（1名） 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。  
副会長（3名以内） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は代行する。  
理事長（1名） 理事長は、理事会を代表して業務を掌握する。  
副理事長（3名以内） 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある場合は代行する。  
事務局長（1名） 事務局長は、理事長を補佐し、業務を推進する。  
会計（2名以内） 会計は、会長が指名し、総会で選出する。
- 【理事】 総務部長（1名） 総務部長は、会長が指名し、総会で選出する。  
〃 副部長（1名） 副部長は、会長が指名し、総会で選出する。  
審判部長（1名） 審判部長は、会長が指名し、総会で選出する。  
〃 副部長（1名） 副部長は、会長が指名し、総会で選出する。  
競技部長（1名） 競技部長は、会長が指名し、総会で選出する。  
〃 副部長（1名） 副部長は、会長が指名し、総会で選出する。  
広報部長（1名） 広報部長は、会長が指名し、総会で選出する。  
〃 副部長（1名） 副部長は、会長が指名し、総会で選出する。  
育成部長（1名） 育成部長は、会長が指名し、総会で選出する。  
コミッショナー部長（1名） コミッショナー部長は、会長が指名し、総会で選出する。
- 【監査】 監査員（2名） 監査員は、総会で選出し、会計を監査し総会で報告する。
- 【顧問】 顧問（若干名） 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 【相談役】 相談役（若干名） 相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 【第6条】 島尻ミニ連の理事の活動内容は以下とする。
- 【理事長】 ①役員会及び理事会の招集。  
②島尻ミニ連の行動規範の作成及び徹底。  
③マナー向上の啓発。  
④島尻ミニ連主催大会等で発生した懲罰事項の処理。  
⑤加盟登録団体、個人、審判員、役員等の懲罰事項の処理。  
⑥沖縄県バスケットボール協会（U12 部会）との連絡調整。  
⑦他連盟、他団体との連携、連絡窓口。

- 【事務局】 ①年間事業計画の作成。  
②年間予算計画の作成。  
③島尻ミニ連の会計。  
④各大会等の要項の作成。  
⑤会場の手配。  
⑥その他、連盟の庶務に関すること。
- 【総務部】 ①監督会議の運営。  
②大会時の開閉会式の運営。  
③大会時の賞品の注文等。  
④会場の各自治体への借用申請。  
⑤オールスターに関する庶務。  
⑥大会参加チームの掌握。
- 【競技部】 ①各大会の競技事項の立案。  
②各大会の対戦表の作成。  
③各大会で使用する道具等の管理。  
④各大会時のテーブルオフィシャルに関すること。
- 【審判部】 ①審判員の指導・育成。  
②各種大会等の審判の割り当て、派遣に関すること。  
③審判認定講習会の開催。  
④審判員の登録業務に関すること。  
⑤ルールの確認、伝達に関すること。  
⑥島尻ミニ連所有のデジタイマーの管理。  
⑦オールスターに関する庶務。
- 【広報部】 ①島尻ミニ連の活動の広報。  
②各チームへの情報伝達、調整。  
③ホームページの更新及び管理に関すること。
- 【育成部】 ①競技力向上のためのクリニック等、競技者の育成。  
②オールスター・選抜チームの編成、練習計画の作成。  
③DC（育成センター事業）に関すること。  
④コーチライセンス講習会等、指導者の育成。

【コミッショナー部】

- ①コミッショナーの指導・育成。
- ②各種大会のコミッショナーの割り当て、派遣に関すること。
- ③コミッショナー講習会の開催及び運営。
- ④オールスターに関する庶務。

【第7条】 島尻ミニ連の運営は、ミニバスケットボール部の指導者、及び、連盟の趣旨に賛同する者が当たる。役員任期は1年とし、再任を妨げない。

【第8条】 役員会は、会長、副会長、理事長、事務局長、総務部長、審判部長、審判育成担当者、競技部長、広報部長、育成部長、コミッショナー部長で構成する。

【第9条】 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事長以下の全理事で構成する。

【第10条】 島尻ミニ連の組織図は（別紙）に記す。

【第11条】 運営上の諸問題が発生した場合には、沖縄県バスケットボール協会（U12部会）と連絡調整し、前向きに解決していく。

【第12条】 ゲームに関するルールは、その年度のミニバスケットボール競技規則を適用する。但し、会場の都合やその他の理由により、適時特別ルールを適用する。

【第13条】 島尻地区より九州スポーツ少年団交流大会、九州大会、全国大会等へ派遣される場合は、理事会で協議の上、派遣補助を行う。

【第14条】 本会則は、令和6年4月6日から施行する。